

別表第6(第31条第5項及び第33条第2項第3号)**排煙の規制基準(排煙指定物質)**

事業所において排出する排煙指定物質の濃度及び量の許容限度並びに排出の方法は、次に定めるとおりとする。

1 排煙指定物質の濃度の許容限度

物質の種類	排出することができる物質の濃度
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして $0.5\text{mg} / \text{m}^3\text{N}$
塩素	1ppm($3.17\text{mg} / \text{m}^3\text{N}$)
塩化水素	8mg / m^3N (5ppm)
ふつ素、 ^{ふつ} 弗化水素及び ^{ふつ} 弗化珪素	ふつ素として $2.5\text{mg} / \text{m}^3\text{N}$
鉛及びその化合物	鉛として $10\text{mg} / \text{m}^3\text{N}$
アンモニア	50ppm
シアン化合物	10ppm又はシアンとして $11.6\text{mg} / \text{m}^3\text{N}$
窒素酸化物	二酸化窒素 100ppm 全窒素酸化物 200ppm
二酸化硫黄	5ppm
硫化水素	10ppm

備考

- 1 この規制基準の数値は、希釈しない状態において測定する場合のものである。
- 2 この規制基準は、条例第2条第10号アに定める硫黄酸化物及び同号イに定める窒素酸化物については、適用しない。
- 3 この規制基準は、廃棄物焼却炉から排出される排出ガス中の塩化水素については、適用しない。
- 4 排煙指定物質の濃度の測定の方法は、次に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところによる。
 - (1) カドミウム及びその化合物 規格K0083に定める方法
 - (2) 塩素 規格K0106に定める方法
 - (3) 塩化水素 規格K0107に定める方法
 - (4) ふつ素、^{ふつ}弗化水素及び^{ふつ}弗化珪素 規格K0105に定める方法
 - (5) 鉛及びその化合物 規格K0083に定める方法
 - (6) アンモニア 規格K0099に定める方法
 - (7) シアン化合物 規格K0109に定める方法
 - (8) 窒素酸化物
 - ア 二酸化窒素 規格K0104に定める方法
 - イ 全窒素酸化物 規格K0104に定める方法
 - (9) 二酸化硫黄 衛生試験法に定める方法
 - (10) 硫化水素 規格K0108に定める方法

2 廃棄物焼却炉から排出される排出ガス中の塩化水素の量の許容限度

$$Q_i = C_i \times V \times 10^{-3}$$

備考

- 1 「 Q_i 」とは、排出することができる塩化水素の量の許容限度(単位 g / h)をいう。
- 2 「 C_i 」とは、施設の規模に応じ次に定める係数をいう。

施設の規模	Ci(係数)			
	昭和50年4月1日前に設置された廃棄物焼却炉	昭和50年4月1日以後昭和57年4月1日前に設置された廃棄物焼却炉	昭和57年4月1日以後平成9年4月1日前に設置された廃棄物焼却炉	平成9年4月1日以後に設置された廃棄物焼却炉
1時間当たりの焼却能力が200kg未満(火格子面積が2m ² 以上のものを除く。)	700	700	700	50
1時間当たりの焼却能力が200kg以上(200kg未満であって、火格子面積が2m ² 以上のものを含む。)	700	500	400	50

3 「V」とは、次の式により換算された乾き排出ガス量(単位 m³N / h)をいう。

$$V = ((21 - 0i) / 9) \times Vi$$

(1) 「0i」とは、廃棄物焼却炉を定格で運転する場合の乾き排出ガス中の酸素の濃度(単位 %)をいう。

(2) 「Vi」とは、廃棄物焼却炉を定格で運転する場合の乾き排出ガス量(単位 m³N / h)をいう。

4 廃棄物焼却炉から排出される塩化水素の量は、次の式により算出された量とする。

$$Q = C \times Vc \times (V / Vc) \times 10^{-3}$$

(1) 「Q」とは、廃棄物焼却炉から排出される塩化水素の量(単位 g / h)をいう。

(2) 「C」とは、次の式により算出された塩化水素の濃度(単位 mg / m³N)をいう。

$$C = (9 / (21 - 0s)) \times Cs$$

ア 「0s」とは、規格K0301に定める連続分析法により測定された乾き排出ガス中の酸素の採取時間における平均濃度(単位 %)をいう。ただし、当該酸素の濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。

イ 「Cs」とは、規格K0107に定める方法により測定された塩化水素の濃度(単位 mg / m³N)をいう。

ウ 「0s」及び「Cs」の測定は、原則として同一の一工程において同時に測定したもの用いるものとする。

(3) 「Vc」とは、次の式により算出された乾き排出ガス量(単位 m³N / h)をいう。

$$Vc = ((21 - 0s) / 9) \times Vs$$

ア 「Vs」とは、規格Z8808に定める方法により算出される乾き排出ガス量(単位 m³N / h)をいう。

(4) 「Vc」が「V」を超える場合にあっては、V / Vc = 1とする。

5 ここに規定する塩化水素の量の許容限度は、平成9年4月1日以後平成15年4月1日前に設置された廃棄物焼却炉のうち連続式で1時間当たりの焼却能力が4,000kg以上のもの及び平成15年4月1日以後に設置された廃棄物焼却炉のうち連続式で1時間当たりの焼却能力が2,000kg以上のものについては、適用しない。

6 廃棄物焼却炉には、燃料の燃焼に伴い塩化水素を排出する施設を含むものとする。

3 排出の方法

(1) 排煙指定物質に係る排煙は、付近に被害が生じないようにダクト等により導き、一定の位置及び高さの排出口から排出すること。

(2) 排煙指定物質のうち、廃棄物焼却炉(連続式のもの及びプラスチック類を含むものを焼却する設備に限る。)から排出される排出ガス中の塩化水素は、塩化水素除去装置による処理を行った後に排出すること。また、排出ガス中の塩化水素濃度を連続的に測定し、及びその結果を記録すること。